

彩和学園（小金台小学校・明治池中学校）いじめ防止・対策基本方針

令和7年3月31日改訂

1. いじめ防止等のための対策に関する基本理念

- ・ いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ・ 本基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、本校が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。
- ・ 本学園では、「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」という確固たる信念を持って、校長のリーダーシップの下、総力を挙げて取り組む。
- ・ 学園及び教職員は、全ての児童生徒が安心して学習やその他教育活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に事案に対処し、早期解決、及び再発防止に努める。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学園に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学園の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。（いじめ防止対策推進法より引用）

具体的な、いじめの様態には以下のようなものがある。

- ★冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ★仲間はずれ、集団による無視をされる
- ★軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ★ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ★金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ★嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ★パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

上記の考え方のもと、本学園では全ての職員が「いじめは、どの学年・学級でも起こりうるものでありいじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立脚し、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「彩和学園いじめ防止・対策基本方針」を策定する。

いじめの未然防止・早期対応のための基本姿勢として、以下の7つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を保障するとともに、学園内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ 学園と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑥ 「教育相談アンケート」を年3回行い、児童生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめの防止や早期発見に努める。
- ⑦ 学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

3 いじめの未然防止のための取組

児童生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学園全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業に努め、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳や総合的な学習の時間に命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童生徒が持てるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①あいさつ運動

あいさつが、人間関係の第一歩となることを伝え、相互理解を進める運動として捉え児童生徒会活動を中心として学園全体で取り組む。

②児童生徒会いじめ撲滅運動

児童生徒会活動の一環として「いじめを許さない学校づくり」を合言葉に、児童生徒会によるいじめ防止標語の児童生徒全体への募集をスタートにして、スローガン横断幕づくりや掲示などを行い、児童生徒の活動としてのいじめ防止運動を進め、児童生徒個々がいじめに対する正しい意識を持てるようにはたらかせる。

③環境美化

児童生徒の居場所づくりのために、校内の美化に努める。

(2) 児童生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・さまざまな学習機会に生活班や学習班を生かした展開を推進する。
- ・児童生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図る。
- ・児童生徒が主体的に取り組める行事をはじめとした特別活動においてどの生徒にも輝ける場面を設定する。

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

あらゆる学園生活場面でソーシャルスキルトレーニングを意識的にを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、その中に認められる自分が存在するを感じることによって、自尊感情を育む。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

仲間と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学園行事や児童生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア「いじめはどの学級、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が児童生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

イ おかしいと感じた児童生徒がいる場合には学年集団や生活生徒指導会議等の場において気付いたことを共有し、より多くの職員で当該児童生徒を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、職員が積極的に働きかけを行い児童生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、随時「教育相談活動」で当該児童生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ「教育相談アンケート」を年3回行い、児童生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめの防止や早期発見に努める。

オ 年1回の「学校生活アンケート」により、学園の全児童生徒の意識状況を把握しその後の人間関係づくりの教育活動の推進に役立てる。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対策・対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童生徒らにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学園内だけでなく関係諸機関や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携を一層密にし、学園側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学園内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決め連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。

ウ 学園や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、「悩みの電話相談」等のいじめ問題などの相談窓口を利用する。

エ 学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内組織

① 「こども支援委員会 生活生徒指導会議」

毎週1回ケース会議をもち、各学年の情報交換を実施し、学園としての方針のすり合わせを密に行う。また月1回、全教職員で問題傾向を有する児童生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「こども支援委員会 いじめ防止対策会議」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当（学年担任）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる定例会議と、必要に応じて、学年主任、当該学級担任、特別支援コーディネーター等を含むケース会議をもつ。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な児童生徒支援上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに校長・教頭に報告する。また状況によっては緊急こども支援委員会を開催し、迅速な対応を行う。さらに校長の指示により早急に支援体制をつくり対処する。

緊急こども支援委員会のメンバーは以下とする。

校内こども支援委員会の構成メンバー、PTA会長、富田林警察署、校区青少年指導員、学校協議会会長、及び状況に応じた諸機関担当者

6 いじめ解消の要件について

・いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

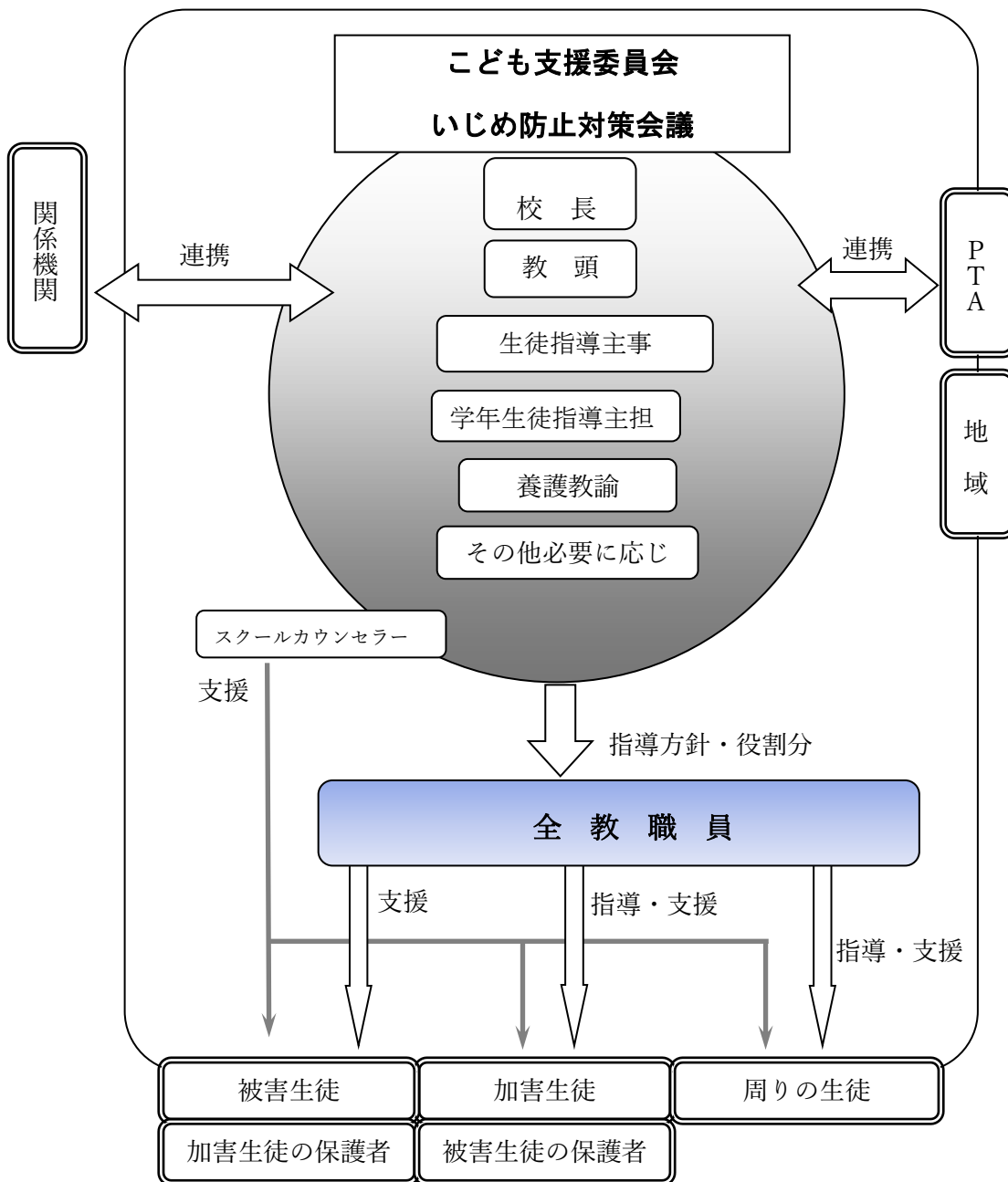
① いじめに係る行為が止んでいること

・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3ヶ月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学園いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
・ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめ未然防止・早期対応のための
明治池中学校体制図



明治池中学校 いじめ発見対応フロー図

いじめの情報・訴え

1, 即時にチーム対応

事実確認・情報収集

- ①被害者から
- ②被害者の保護者から
- ③その他の情報提供者から
- ④全教職員から
- ⑤いじめた側の生徒から
- ⑥その他（友人など）

迅速な対応

- ・調査を始める前に対象児童生徒に・保護者に事前説明を行う。
- ・調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図る。

- ・解決困難なケースは市教育委員会や関係諸機関と連携し対応を図る
- ・学校だけで対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する

いじめと思えない場合

いじめと言える場合

2, 解決に向けた適切かつ誠実な対応

保護者との関係

- ①1人で判断しない。情報を集めてチーム対応
- ②いじめを訴える生徒の話を否定せず教育相談を継続
- ③継続的な行動観察と援助

- ①いじめられる生徒の安全確保と継続的な援助
- ②いじめをする生徒への指導援助
- ③恐喝・暴行は警察と連携

いじめている側がいじめを否認

- ①いじめという言葉を使わずにどのような行為をしたのかを確認
- ②その行為が相手にとって辛いものであることを納得させ、その行為を止めさせる

いじめている側が謝罪を受け入れない

第三者機関と連携し継続的指導
法的対応も検討していく

謝罪

- ①いじめている生徒から被害を受けていた生徒に謝罪させる
- ②いじめている生徒とその保護者から被害を受けていた生徒とその保護者に謝罪させる

- ①目に見える指導(出席停止・加害生徒別室指導・全校生徒への説明指導)
- ②いじめを繰り返さないための配慮
- ③役割分担による校内巡回など(状況に応じた継続指導)

3.トラブルから学ぶ

明治池中学校 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

いじめ防止対策会議で、いじめの疑いに関する情報収集と記録・情報共有を図る。
いじめの事実確認を行い、結果を市(教育委員会)へ報告する。

聞き取り調査から「重大事態の発生」

市(教育委員会)へ重大事態の発生を報告する。
※学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。
※「重大事態」とは
①生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑い(生徒が自死を図った場合等)
②相当期間、学校欠席を余儀なくされている疑い
(年間30日を目安 一定期間連続欠席の場合等は迅速に対応)

市(教育委員会)が重大事態の調査主体を判断

「市」が調査主体の場合

「学校」が調査主体の場合 ※市の支援下で以下の対応を推進

1. 学校の下に、重大事態の調査組織「いじめ特別対応委員会」を設置
☆いじめ防止対策会議を母体に第三者の有識者等の専門家の参画を求める。
2. 特別対応委員会で事実関係を明確にするための調査実施
☆いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確化する。
(因果関係の特定を急がず、「客観的事実関係」を速やかに調査)
☆学校側に不都合な事態があっても、事実と誠実に向き合う。
☆先行調査に加えて、調査資料の再分析や、新たな再調査もいとわず実施する。
3. いじめ被害生徒・保護者に対して情報を適切に提供
☆調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
(状況に応じた適時・適切な方法で、経過報告を実施)
☆関係者の個人情報に十分に配慮する。㊥いたずらに個人情報を楯にしない。
☆調査アンケートは、被害生徒・保護者に提供する場合があることを念頭に、調査前に、その旨を調査対象生徒・保護者に説明しておく。
4. 調査結果を市(教育委員会)に報告
☆いじめ被害生徒・保護者が希望する場合は、被害生徒・保護者の所見文書の提供を受け報告に添付する。
5. 調査結果を踏まえた必要な措置実施

市(教育委員会)の指示の下、資料の提出等調査に協力